

InterBase ソフトウェア使用許諾およびサポート契約書

以下の製品に適用：

- InterBase 2020 Server Edition
- InterBase 2020 Desktop Edition
- InterBase 2020 Developer Edition
- InterBase 2020 ToGo Edition

1. 範囲

本ソフトウェア使用許諾およびサポート契約（以下「本契約」）は、お客様（個人または法人いずれの場合も含まれます（以下「お客様」））と 10801 North Mopac Expressway, Building 1, Suite 100, Austin, TX, 78759 に本拠を構えるデラウェア州の会社である Embarcadero Technologies, Inc. およびその関連会社（以下「ライセンサ」）との間の法的契約書です。ライセンサのソフトウェアまたは文書（以下「本製品」）をダウンロードまたは開封することで、お客様は本契約の条項に同意したとみなされます。本契約の条項と注文書の中に矛盾がある場合は、本契約の条項が優先します。電子的な方法以外で引き渡す場合には、ライセンサの出荷地 FCA（インコタームズ 2010）で行うものとし、お客様がライセンサのソフトウェアを評価している場合には、下記第 22 条の規定のみが適用されます。

2. 権利付与

ライセンサは、第 25 条に示される本製品の具体的なエディションのライセンスの種類に従って、購入時に本製品の注文書にお客様が記入されたお客様の送付先住所で特定される国（または欧州連合加盟国の場合には欧州連合）（以下「使用許諾国」）の中で本製品をインストールする、非独占的および譲渡不能な永久使用権（以下「使用権」）を、お客様に付与します。該当する法令により禁止されている場合以外に、購入時の注文書で特定されるものとは異なる国（または欧州連合の場合には欧州連合外の国）に本製品を移転することは禁止されており、移転した場合には使用権は無効になります。ユーザーが旅行中に使用許諾国または地域の外で本製品を一時的に使用することは、認められています。本製品のエディションの中には、AppWave、ToolCloud または InstantOn の機能を含むものがあります。これらの機能に追加で適用される制限が、それぞれに付属の追加条項に記載されている可能性があります。

3. 期間

本契約は、お客様が最初にアクセスした日に発効するものとします。

4. 終了

ライセンサは、次の場合に、追加の義務や責任を負うことなく本契約をただちに終了することができます。(a) 使用権に関して、お客様が以下に定める使用権の料金を支払わず、支払期限の最後の日から 30 日間を過ぎても滞納し続けている場合。(b) 支払不能の申立てがお客様によって、もしくはお客様に対してなされて 60 日間停止されなかった場合、お客様の業務のいずれかの部分に対して破産管財人が任命された場合、または債権者のために財産が譲渡された場合。(c) お客様が本契約に対する重大な違反をし、かかる違反についてライセンサから書面で通知された後 30 日の間に当該違反を是正しなかった場合。本契約の終了は、次のいずれにも影響を及ぼさないものとします。(i) 終了しておらず、そのためその条件により効力が存続している使用権によるいずれかの当事者の義務。(ii) 本契約に定める表明および保証の存続。使用権の終了後 60 日以内に、お客様は、使用権が終了した製品、関連文書およびそのコピーをライセンサに返却するものとします。お客様はライセンサに対して、本製品がインストールされたすべてのコンピュータから本製品のすべてのコピーが削除されたこと、および、返却しなかったコピーがすべて破棄されたことを、ただちに書面で通知するものとします。

5. 権原および知的財産情報

5.1 権原および著作権

ライセンサは、お客様に本製品の使用権を付与し、本契約に基づく義務を遂行する完全な権利をライセンサが持つことを表明し、これを保証します。本製品に対してだれかによって、またはだれかのために行われた改変などを含む本製品の、権原、著作権、およびその他の工業所有権、知的財産権、販売権は、ライセンサまたは関連会社およびライセンサが所有するものであり、米国著作権法および適用可能な国際著作権条約によって保護されます。お客様は本製品の権原および所有権を主張しないことに同意するものとします。本契約で明示的に定められた場合を除き、お客様が本製品をコピーできるのはバックアップ目的またはアーカイブ目的のみであり、他の目的でコピーすることはできません。お客様は本製品のコピーの著作権または知的財産権の表示を削除または変更してはならず、お客様が作成したコピーには元のコピーに含まれている著作権、企業秘密、商標およびその他の知的財産権の表示を含めなければなりません。本契約において特にお客様に付与されたものを除き、一切の権利は、ライセンサが保持します。

5.2 制限事項

お客様は、本製品にライセンサまたは関連会社ならびにライセンサの貴重な企業秘密が含まれていること、および、本契約がこの情報に関して両当事者の間に信頼関係を構築するものであることを認め、同意するものとします。該当する法令により、お客様は、以下の点に同意するものとします。(a) この制限にかかわらず該当する法令または条約によって明示的に認められた場合を除き、本製品のオブジェクトコードからソースコードを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、またはその他の方法で導き出そうとしないこと。(b) 第三者に本製品を販売、賃貸、リース、使用権の付与

、展示、改変、タイムシェアリング、外部委託、または譲渡せず、本製品の使用を許可しないこと。(c) 内部使用の目的でのみ信頼の下に極秘で本製品を保持および使用し、同じ程度に重要な自身の情報に対するのと同等の、ただし、いかなる場合も妥当な程度の注意および保護により、お客様が本製品を使用することで知り得た本製品およびライセンスの機密情報を不正に使用、コピー、出版、配布させないようにすることで、企業秘密情報の機密性を保持すること。お客様は、ライセンスの書面による同意および適切な米国または外国の政府の許可または許可例外の両方がない場合には、本製品を輸出または再輸出してはなりません。ライセンスは、これらの制限事項について実際の違反または違反の恐れがある場合に、差止救済およびその他の有効な救済を請求する権利があるものとします。第三者によって提供され、本製品に組み込まれたファイル、プログラムまたはデータに対して、これ以外の制限事項が適用される場合があります。詳細は本製品のインストール手順またはリリース ノートを参照してください。お客様は、お客様の従業員、コンサルタントまたは代理人がこれらの条項に違反したと気づいた場合には、直ちにライセンスに報告することに同意するものとします。6. サポート、保守、機能強化（以下「サポート」）。お客様は、年間サポート費用の一部として、以下に規定するサポート サービスを受ける権利があります。

6. サポート、保守、機能強化（以下「サポート」）

お客様は、年間サポート費用の一部として、以下に規定するサポート サービスを受ける権利があります。

6.1 電子的サービス

電子的サービスが利用できる範囲内において、お客様は、年中無休 24 時間受付のサポート サービスに無料で電子的にアクセスできます。かかる電子的サービスには次のようなものがあります（ただし、それに限定されるものではありません）。インシデントの提出、事例管理、および製品リリース。

6.2 サポート

サポートは、本契約のもとで使用許諾または販売されサポート費用が支払われた本製品にのみ適用されます。お客様またはサードパーティが本製品に対して行った翻案や改変にはサポートは適用されません。電子メールおよび電話によるサポート受付時間は、ライセンスのサポート Web サイトで示すものとします。

サポートは以下のもので構成されます。

(a) お客様が本製品の問題を報告し支援を受けられるよう、地域向けの電話番号またはその他の電子的サポートを提供すること。サポートには、使用許諾に関する支援を提供

することも含まれます。ライセンサは、インシデントを分析して問題が存在するかを確認し、インシデントを解決するための指示や支援を行うものとします。

(b) ライセンサが独自の判断により本製品に施すアップデート、アップグレード、およびその他の変更（以下「リリース」）をすべて提供すること。これらの変更は、サポートに登録されている本製品の他のライセンス取得者にも無償で提供されます。リリースの要求が受け付けられるのはサポート期間の間だけです。物理メディアが必要な場合には、追加の費用が発生します。

6.3 サポートの終了

お客様は、次回サポート契約応当日の少なくとも 30 日前までにライセンサに書面で通知することにより、サポート登録を解除することができます。お客様がサポート登録を更新しなかった、または終了した場合、サポート有効期限から 6 か月以内であれば、お客様の当時の復活規定に基づいて計算した、サポートに登録していなかった期間の復活費用を支払うことで再登録が可能になります。さらに、お客様は翌年分の年間サポート料金を前払いしなければなりません。この復活日がその後のサポート契約応当日とみなされます。誤解を避けるために、サポート期限が切れて 6 か月が経過した後でサポートを復活することはできません。お客様は、書面によるライセンサの事前の承諾なしに本製品を改変しないことに同意するものとします。承諾なしに本製品を変更すると、保証期間およびお客様がサポートに登録しているその後の期間に、本契約第 6 条に準じて本製品のサポートを提供するというライセンサの義務が消滅します。ライセンサは、(i) 本製品の特定のバージョンが新しいリリースに置き換えられた場合にそのバージョンについて、および (ii) 特定の製品が製造中止になった場合に、任意の時点でサポートサービスの提供を中止できるものとします。

6.4 サポート費用の変更

ライセンサは、更新前の任意の時点で、本製品の公開された最新の表示価格およびサポート料金を変更できる権利を留保します。サポートに対するかかる変更は、現在のサポート期間が終了するまで発効しません。

6.5 サービス、アップデート、製品の変更

ライセンサは、本契約において、お客様に、いかなるインストール、トレーニングまたはその他のサービスも提供する義務はありません。これらのサービスは、（存在する場合）別途購入する必要があります。お客様がサポートを購入してライセンサが本製品の新しいリリース、エラーの修正、アップデート、アップグレード、その他の修正を施したものをお客様に提供した場合、かかる修正は、別途使用契約に従って明示的に提供されない限り、本製品の一部とみなされ、本契約の条項に従うこととなります。お客様が本製品のアップグレード版を取得された場合、かかるアップグレードは、お客様がアッ

プグレードされた本製品のコピーと併せて1つの製品を構成するものとします。つまり、お客様が本製品の2組のメディアまたは2つの使用許諾キーを持っていたとしても、お客様が持っている使用権は1つだけです。そのため、お客様が本製品のオリジナルコピーや使用許諾キーを他者や他のユーザーに譲渡することはできません。ただし、InterBase の旧バージョンから本製品のいずれかへのバージョン間アップグレードを容易に行えるよう、移行のための開発およびテストを行う180日の単一期間に、お客様は旧バージョンと本製品の両方をインストールし、操作することができます。ライセンサは、本製品のリリースの停止や製造中止、本製品の将来のリリースにおける価格、特徴、仕様、性能、機能、使用条件、出荷日、発売日、その他の点に関する修正の権利をいかなる場合も保持します。

7. 支払予定

使用許諾料およびサポート費用の支払い期限は、ライセンサが書面で受け取った注文書に別途記載のない限り、取引金額を指定したライセンサの請求書をお客様が受領してから30日となります。費用はすべて返金不能です。ライセンサは、本使用許諾製品の初回注文時（以下「サポート契約応当日」）に初回のサポート費用の請求書をお客様に送付します。本使用許諾製品の各サポート契約応当日の60日前に、ライセンサは翌年のサポートに対する最新の費用の請求書をお客様に送付します。

8. 制限付き保証および条件

ライセンサは、60日の期間、本製品を提供するメディアが、通常の使用状況において、材質上および製造上の欠陥がないことを保証します。ライセンサは、出荷日から60日の期間、製品付属文書に含まれる動作仕様の重要な点すべてで本製品が機能することも保証します。以下に定める補償の他に、この規定のもとでライセンサのすべての義務でありお客様の唯一の救済手段であるものは、ライセンサが商業上合理的な努力により相当の期限を定めて本保証および条件の対象となる欠陥を是正すること、または、ライセンサの選択により、欠陥のある製品を交換する、もしくは本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を払い戻すことです。ライセンサは、本製品の操作が中断なく行えること、エラーが発生しないことまたはソフトウェアの欠陥がすべて修正できることを保証しません。本保証および条件は、次の場合には適用されません。(a) 本製品が関連文書に従って使われなかった場合。(b) 正常に動作しないお客様の機器が原因で本製品の欠陥が生じた場合。(c) ライセンサにより書面で明示的に認められた以外の改変をお客様が本製品に対して行った場合。ライセンサの従業員、代理人、または代表者は、口頭での本製品の説明、保証、または条件によってライセンサを法的に拘束する権限を持ちません。本契約に明示的に含まれない書面による説明、保証、または条件は強制力を持たないものとします。

本保証および条件は他のすべての保証および条件に置き換わるものです。本契約とそこで使用許諾された製品に関して、商品性、特定目的適合性または非権利侵害性などの保証や条件などを含めて、他の明示的または黙示的な保証または条件は存在しません。

9. 限定責任

契約責任、（過失を含む）不法行為責任、その他を問わず、本製品の設計、製造、販売、サポートまたは使用から生じる、何らかの原因による偶発的、間接的、付随的、懲戒的、特別または懲罰的な損害について、ライセンサもお客様も相手側に対して責任を負わないものとします。次の第10条に規定するものを除き、本製品の使用に起因する直接的な損害に対するライセンサの責任は、本製品の使用許諾を得るためにお客様が支払った金額を超えることはありません。

10. 侵害補償

以下に定める使用权の範囲内で使用した本製品について、特許権、著作権、商標、企業秘密または知的財産権の侵害を主張する、お客様に対する申立てを、ライセンサは自らの費用負担で擁護または解決します。ライセンサは、お客様に対して申し立てられた損害から生じる、合理的な弁護士費用を含むお客様の損失、出費または責務を補償します。この条項におけるライセンサの義務は、お客様が、侵害の申立て、訴訟または陳述について初めて通知を受けた後、ただちにライセンサに書面で通知すること、および、ライセンサが、お客様からの妥当な支援を得て、その解決または和解のための訴訟の弁護およびすべての交渉を一任されることを条件とします。ライセンサは、書面によるライセンサの事前の同意なくしてお客様が被った費用や出費に対して責任を負わないものとします。侵害の陳述のためにお客様が本製品を使用できない差し止め命令が出された場合、または、ライセンサの考えで本製品が侵害の申立ての対象になりそうだと判断した場合には、ライセンサは自らの費用負担で以下のいずれかを行います。

- (a) お客様が本製品を使用し続ける権利を入手します。
- (b) 本製品を修正するか、互換性があり同等の機能を持つ、権利侵害のない製品に交換します。
- (c) (a) と (b) のいずれも合理的にみてとれないとライセンサが判断した場合には、本製品を削除し、本製品に対して支払った料金を製品の出荷日から36か月の期間で日割り計算した額をお客様に返金します。その後、第4条の条項に従って契約の終了を進めます。

申し立てられた侵害の原因が以下のいずれかに該当する場合、ライセンサは、本条に基づくいかなる義務も負いません。(i) ライセンサ以外が本製品に対して行った変更。(ii) ライセンサが提供したもの以外の製品と本製品を組み合わせたこと。(iii) お客様が使用

できる状態であった新しいバージョンを使用していれば侵害を避けられたのにもかかわらず本製品の旧バージョンを使用したこと。本第 10 条は、いかなる種類の知的財産権の侵害の場合においても、ライセンサのすべての義務であり、お客様の唯一の救済手段となります。

11. 検査

本契約を個人以外の団体（企業、組合、その他の組織等）として締結した場合、ライセンサは、自らの費用負担で、お客様が使用している本製品のコピーの数および本製品がインストールされている指定された CPU の数を監査することができます。かかる監査は、通常の業務時間内にお客様の施設内で実施し、お客様の企業活動を不当に妨げないものとし、お客様がライセンサに支払った料金が不足していることが監査により明らかになった場合には、不足分の料金が（監査終了時の表示価格に基づいて）お客様に請求されます。また、不足分の料金が支払い済みの料金の 5% を超える場合には、お客様は、実施した監査の合理的な費用をライセンサに支払うものとし、

12. 譲渡

本契約およびここに定めるお客様の権利、使用許諾または義務は、合併、企業買収、組織改変、外部委託、支配権の変更またはその他の状況に関して、お客様により第三者に譲渡または委譲することができません。かかる譲渡または委譲の主張はすべて無効であり、本契約の是正不能な違反となるため、本契約とそこでお客様に付与されたすべての権利およびライセンスは自動的に終了します。

13. 米国政府の制限付き権利、輸出に関する法令の順守

米国政府による使用、複製または開示は、FAR 第 52.227-14 Alt. III (g)(3) 条、FAR 第 52.227-19 条、DFARS 252.227-7014 (b) または DFARS 227.7202（随時改正される内容を含みます）に記載された制限事項に従います。契約人/製造者は、Embarcadero Technologies, Inc., 10801 North Mopac Expressway, Building 1, Suite 100, Austin, TX, 78759 です。契約通知はすべて、この住所に送付するものとし、お客様は、米国の法律および本製品を取得した地域の法律で認められた場合を除き、本製品をダウンロード、使用、譲渡、輸出または再輸出することができません。特に、以下に対して（ただし以下に限らず）本製品がダウンロード、使用、輸出または再輸出されてはなりません。(a) その時点で米国の経済制裁下にある国（またはその国民もしくは居住者）（現在はキューバ、イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアを含みますがこれに限定されません）。(b) 核兵器、化学兵器または生物兵器、もしくはロケットシステム、打上げ用宇宙ロケット、観測ロケットまたは無人航空機システムの設計、開発または製造に本製品を利用することを、お客様が認識しているかまたはそれとわかる正当な理由があるエンドユーザー。(c) 米国財務省の特別指定国民リストまたは米国商務省の取引禁止業者リストもしくは企業リストに記載されている人または団体。本製品をダウンロードまたは使用

することで、お客様は、お客様がかかるどの国にも位置しないこと、その支配下でないこと、その国民もしくは居住者でないこと、またはかかるリストに記載されていないことを表明し、保証するものとします。

14. 分離可能性

本契約のいずれかの規定が、現在または将来の法律において無効であるか執行不能であると判断される場合においても、その他の規定は有効に存続し、決して影響を受けず、損なわれず、取り消されないものとします。

15. 通知

いずれかの当事者への通知は、本契約で示された（またはその後改定された）住所に対して書面で行うこととし、受領時または料金元払配達証明付内容証明郵便で送付された場合には消印日の 24 時間後に有効とみなされます。

16. 言及

妥当な場合、お客様は、ライセンサがお客様の会社名をライセンサの顧客として社内および社外に刊行されるメディアで言及できることに同意するものとします。お客様に関してさらなる情報をライセンサが公開する場合には、事前にお客様の書面による承諾を要するものとします。

17. 不可抗力

いずれの当事者も、天災、地震、洪水、禁輸措置、暴動、妨害行為、停電や通信回線の障害、火災または労働争議など、その合理的な支配が及ばない事由により履行が遅延または阻止された限りにおいては、本契約の債務不履行とはならないものとします。不可抗力事由が生じた当事者は、事態を是正し影響を緩和するために商業上合理的な努力を払うものとします。

18. 放棄

一方の当事者が相手方当事者による本契約の契約違反を放棄しても、後の違反に関する権利を放棄することにはなりません。放棄当事者の正式代表者が署名した書面でなされたもの以外の放棄は無効です。

19. 存続

いかなる理由により本契約が満了または終了した場合においても、第1条、第4条、第5条、第9条、第11条、第13～21条の規定は、それぞれの期間に従って存続するものとします。

20. 完全合意

お客様は、本契約を熟読の上、これが両当事者間の完全かつ唯一の合意を表明し、本契約の主題に関する従来すべての口頭または書面による提案および了解事項に優先することを確認するものとします。本契約は、両当事者が署名した書面による場合を除き、変更または取消されないものとします。お客様から現在または将来に提出された文書に規定される条件が本契約と矛盾する、またはいかなる方法でも本契約の修正もしくは補足を意図する場合には、ライセンスから具体的に異議が唱えられるものとし（ライセンスが署名した法律文書によって明示的に同意されない限り）、当該条件は一切、効力を有さず、無効とみなされます。

21. 準拠法

本契約は、法の抵触に関する原則を問わず、テキサス州法に準拠し、それに従って解釈されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約の条項は適用されないものとします。

22. 評価使用権

ライセンスは、本第22条の条項に従ってお客様がテストおよび評価しようとしている専売権付きソフトウェアおよび文書（以下「ソフトウェア」）の所有者および供給者です。ライセンスの書面による許可がない場合は90日を超えない期間（以下「評価期間」）の間、お客様自身による内部使用の評価（以下「評価」）目的でのみソフトウェアが提供され、お客様は本契約書によって、かかる評価のためにソフトウェアを操作および使用する、譲渡不能で非独占的な限定的権利を付与されます。評価期間は、お客様がソフトウェアをダウンロードまたは開封した日に開始します。評価期間が終了すると、お客様はソフトウェアの使用を中止し、システムからソフトウェアを削除するものとします。この要件は、他のものに組み込まれているかどうかにかかわらず、あらゆる種類のメディアおよびコンピュータメモリの上的、あらゆる形式（部分的または完全）のソフトウェアのコピーに適用されます。お客様は、ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆アセンブル、改変、翻訳または逆コンパイルを行ったり行わせたりしないことに同意するものとします。お客様は、ソフトウェアをコピーしたり、派生ソフトウェアを作成または開発してはなりません。お客様は、本第22条のもとで実施したソフトウェアの評価テストの結果またはその他の実行結果を、そのたびに書面によるライセンスの事前の同意を得ないまま、第三者に公開してはなりません。

この評価のために提供されるソフトウェアは「現状有姿」で引き渡されるものであり、ライセンサは、商品性および特定目的適合性の保証を含め、いかなる種類のいかなる保証も明確に否認します。ライセンサは、本製品が中断なく動作することまたはエラーが発生しないことを保証しません。本契約の第5条、第9条、第11条～第15条、第17条～第21条は、この参照により本第22条のもとで付与される評価ライセンスに加えられるものとみなします。

23. ハイリスク活動

本ソフトウェアは耐障害性を有しておらず、原子力施設の運営、航空機のナビゲーションまたは通信システム、航空交通管制、直接生命維持装置、兵器システムなどの、ソフトウェアの瑕疵が直接的に死傷者または著しい物理的または環境的損害を招く恐れがあるような、耐障害性能を必要とする危険な環境（以下「ハイリスク活動」と言います）下でオンライン制御装置として使用または販売するために設計、製造、意図されたものではありません。ライセンサおよびそのサプライヤは、ハイリスク活動への適合性について、明示または黙示のいかなる保証も行いません。

24. サードパーティのソフトウェア

本製品に含まれるコンポーネントが、サードパーティのソフトウェアプログラムやライブラリ（ただし別途使用許諾されるコードを除く）（以下「サードパーティのソフトウェア」）を使用または統合している場合があります。ライセンサの第三者たるライセンサまたはサプライヤが、本製品（サードパーティのソフトウェアを含む）中の知的財産権を保護し、その使用の一部を制限することを意図している本契約の規定の第三受益者であることに、お客様は同意するものとします。oss_license_notice.txt ファイルに記載されたコンポーネントは、「別途使用許諾されるコード」とみなされます。別途使用許諾されるコードは、oss_license_notice.txt ファイルに規定されている、または別途使用許諾されるコードと共に提供される、該当するサードパーティの使用契約の条項に従って、お客様に使用許諾されます。お客様は、かかるサードパーティの使用契約の条項に則って、別途使用許諾されるコードを使用するものとします。ライセンサは、別途使用許諾されるコードについて、権原、非権利侵害性または抵触の保証などを含む明示的および暗黙的な保証および条件、ならびに商品性および特定目的適合性の暗黙的な保証および条件を、すべて否認します。ライセンサは、別途使用許諾されるコードに起因または関連するいかなる申立てについても、お客様に対して責任を負わず、お客様が損害を受けないように防禦、免責することもあります。別途使用許諾されるコードに関する、データの喪失、コスト削減の喪失および利益の喪失などを含む、直接的、間接的、付随的、特別、懲戒的、懲罰的または偶発的な損害について、ライセンサは責任を負いません。

25. エディションに固有の条項

エディションに固有の条項。次に示す製品は、以下の条項に基づいて使用許諾されます。

INTERBASE 2020:

- SERVER EDITION
- DESKTOP EDITION
- DEVELOPER EDITION
- TOGO EDITION

25.1 他プログラム用の制限付き使用权

お客様が本製品を別のプログラム（以下「主プログラム」）の一部として取得した場合、お客様は主プログラムをサポートするものとして本製品を受け取ただけであり、お客様が本製品を使用する権利は、主プログラムの使用に制限されます。主プログラムに制限されない本製品の使用权が別途必要な場合には、お客様を担当するライセンサの営業担当にお問い合わせください。

25.2 第三者への配布

作成したソフトウェアアプリケーションにバンドルするか、またはハードウェアにインストールすることで、第三者に本製品を配布したい場合は、ライセンサに連絡して別途使用契約を締結する必要があります。

25.3 暗号化

InterBase ソフトウェアは、暗号化を含み、本契約の第 13 条に説明する米国商務省輸出規制の対象品目になっています。

25.4 使用权の種類

お客様が本製品（Server Edition、Desktop Edition、Developer Edition）について取得する使用权それぞれについて、購入された使用权と一致する使用权の有効化ファイルがお客様に提供されます。ライセンサが本製品に関して付与する使用权の種類を以下に記載します。これらの使用权の種類がすべてお客様に適用されるわけではありません。

25.5 INTERBASE DESKTOP EDITION

購入した InterBase Desktop Edition の使用权それぞれについて、お客様は次の作業を行うことができます。(a) お客様の内部データ処理の目的でのみ、1 つのデバイスに

InterBase Desktop Edition ソフトウェアの 1 つのコピーをインストールする。(b) コピーがインストールされたデバイスで、このコピーの 1 つのインスタンスを実行する。(c) 一度に 1 人の同時使用ユーザーが使用して InterBase Desktop Edition ソフトウェアに対して最大 8 つの接続を作成できるようにインスタンスが実行されている同じデバイス上で、InterBase Desktop Edition ソフトウェアのこのコピーの 1 つのインスタンスにアクセスする。InterBase Desktop Edition は、1 つのデバイス上で、InterBase Desktop Edition の特定のバージョンに対して付属文書で特定された CPU コア数だけを使用できます。お客様は、複数の同時使用ユーザーが Desktop Edition を一度に使用することがないように、防止措置を講じなければなりません。お客様は、Desktop Edition ソフトウェアに直接接続するユーザー数を減らすために、多重化または接続のプールを行うソフトウェアまたはハードウェアを使用してはなりません。Desktop Edition をインストールまたは使用するユーザーの数は、多重化または接続のプールを行うフロントエンドで識別される入力数によって評価されなければなりません。お客様のユーザーが、アクセス制限のないインターネットアプリケーションを通じて Desktop Edition ソフトウェアに接続してはなりません。

25.6 INTERBASE SERVER EDITION

購入した InterBase Server Edition の使用権それぞれについて、お客様は次の作業を行うことができます。(a) お客様の内部データ処理の目的でのみ、1 つのデバイスに InterBase Server Edition ソフトウェアの 1 つのコピーをインストールする。(b) InterBase Server Edition ソフトウェアのコピーがインストールされたデバイスで、このコピーの 1 つのインスタンスを実行する。(c) 1 人の同時接続ユーザーがクライアント ソフトウェアを使用して InterBase Server Edition ソフトウェアのこのインスタンスにアクセスできるようにする。(d) アイドルスタンバイサーバーの目的でのみ（アイドルスタンバイサーバーとは、そこに InterBase Server Edition ソフトウェアをインストールして構成することができ、電源を投入することも切断することもできますが、データの送受信などの有益な作業を行っていないアイドルなコンピュータです）、権利を有するデバイスと同じオペレーティング システムの 1 つのデバイスに InterBase Server Edition ソフトウェアの 1 つのコピーをインストールする（前述 (a) の下）。InterBase Server Edition は、1 つのデバイス上で、InterBase Server Edition の特定のバージョンに対して付属文書で特定された CPU コア数だけを使用できます。追加の CPU コアの使用権はライセンスから購入可能です。

同時接続ユーザー

InterBase には、クライアントマシンを InterBase Server Edition ソフトウェアに接続することを目的としたクライアントソフトウェア（以下「クライアントソフトウェア」）が含まれています。1 つの同時接続ユーザー使用権につき、お客様は 1 つのデバイス（以下「同時接続ユーザー」）にクライアントソフトウェアをインストールして使用することができます。クライアントソフトウェアを複数のデバイスにインストールして使用するためには、まず、クライアントソフトウェアをインストールするデバイスの

数と同じ数だけ同時接続ユーザー使用権を購入しなければなりません。お客様には、各同時接続ユーザー使用権について、1つのデバイス（以下「同時接続ユーザー」）にクライアントソフトウェアをインストールし、そのクライアントソフトウェアを使用して1つのユーザーを **Server Edition** ソフトウェアに接続することが許可されます。お客様は、クライアントソフトウェアを使用して、**Server Edition** ソフトウェアのインスタンスに対するお客様が所有する同時接続ユーザー使用権と同じ数だけ、同時接続ユーザーを **Server Edition** ソフトウェアに接続することができます。たとえば、クライアントソフトウェアのコピーを15台のデバイスにインストールする場合、まず15の同時接続ユーザー使用権を購入しなければなりません。そうすれば、同時接続ユーザー使用権に従ってクライアントソフトウェアを使用しているそれぞれの同時接続ユーザーは、お客様が **Server Edition** 使用権を所有している **Server Edition** ソフトウェアのインスタンスに接続することができます。本製品をインストールまたは使用するためのお客様によって承認されたお客様の組織の任意の数のメンバーまたはユーザーは、制限のないインターネットアプリケーションを通じた不特定ユーザーとしてでなく、お客様によって権利を付与された個人の同時接続ユーザーとして、インターネットサーバーにアクセスするユーザーとみなされます。当該ユーザーはお客様により個々に同時接続ユーザーとして権利を付与されなければなりません。お客様は、本製品をインストールし、使用する同時接続ユーザーの数がお客様が購入した同時接続ユーザー使用権の総数を超えないように、防止措置を講じなければなりません。お客様によって承認されたお客様の組織またはユーザーの中で、本製品をインストールし使用する同時接続ユーザーの数が、お客様の購入した同時接続ユーザー使用権の数を超える場合、お客様は、ライセンスまたはライセンスの販売店から、お客様によって承認された本製品をインストールして使用するお客様の組織またはユーザーが必要とする同時接続ユーザーと同じ数まで追加の権利を購入しなければなりません。お客様が、**InterBase Server Edition** ソフトウェアに直接接続するユーザー数を減らすための多重化または接続をプールするソフトウェアやハードウェアを使用する場合、お客様によって承認されたお客様の組織またはユーザーにおける同時接続ユーザーの数は、多重化または接続をプールするフロントエンドで識別される入力数によって評価されなければならず、それに等しい同時接続ユーザー使用権を購入しなければなりません。お客様のユーザーが、アクセス制限のないインターネットアプリケーションを通じて、**Server Edition** ソフトウェアに接続する場合は、ライセンスから無制限ユーザー使用権を購入しなければなりません。インターネットから **InterBase** データベースへのパブリックアクセスに適用される条項については、本使用契約の「無制限ユーザー使用権」を参照してください。お客様が使用されるシステムの構成にかかわらず、それぞれの同時接続ユーザーが1つの同時接続ユーザー使用権で **Server Edition** ソフトウェアに接続できる同時接続の数は4を超えないものとします。 **Server Edition** ソフトウェアに対して4を超える同時接続が必要な同時接続ユーザーがいる場合、そのようなユーザーが必要とする4つの追加接続の権利を取得するために、1つの同時接続ユーザー使用権を購入する必要があります。同時接続ユーザー使用権には、バージョン番号が含まれています。同時接続ユーザー使用権のメジャーバージョン番号が **Server Edition** ソフトウェアのメジャーバージョン番号と同じ場合に限り、それぞれの同時接続ユーザー使用権は、クライアントソフトウェアから **Server Edition**

ソフトウェアへの接続を許可します（メジャーバージョン番号とは、最も左側にある小数点の左側に書かれている整数値です）。

無制限ユーザー使用権

無制限ユーザー使用権において、お客様は無制限な数のデバイスにクライアントソフトウェアをインストールして使用することができます。無制限ユーザー使用権は、それぞれ1つの **Interbase Server Edition** 使用権に関連付けられています。それぞれの無制限ユーザー使用権は、その無制限ユーザー使用権が関連付けられている **Server Edition** 使用権によって使用が許可されている **Server Edition** ソフトウェアの特定のインスタンスに対して、クライアントソフトウェアを使って無制限な数のユーザーが接続することを許可します。無制限ユーザー使用権には、**Server Edition** ソフトウェアのメジャーバージョン番号と同じメジャーバージョン番号がついています（メジャーバージョン番号とは、最も左側にある小数点の左側に書かれている整数値です）。

25.7 DEVELOPER EDITION

開発者使用権において、お客様は本条項の制限に従い、1台のコンピュータに本製品をインストールして実行することができます。開発者使用権は、サーバーと同じコンピュータで実行されているクライアントアプリケーションだけを使用して、開発目的の使用に制限されています。いかなる場合にも本稼動目的で使用することはできません。本条項において、「開発目的」とは、製品またはプログラムまたはシステムの操作またはパフォーマンスの評価を目的として、本製品を単独または別のプログラムと組み合わせて実行することを意味します。また、「本稼動目的」とは、本製品を単独または別のプログラムと組み合わせて実行した結果として、プログラムまたはシステムが直接的または間接的に営業活動に使用されるか、または企業の意志決定に使用されることを意味します。本製品を開発者使用権の下で実行する場合は、付属文書または **README** ファイルに詳細が示されているように、同時接続ユーザー数、データベースへの同時接続数、および製品の実行期間に対する制限の対象になります。開発者ライセンスを取得している場合は、お客様は、クライアントソフトウェアを使用して、独自のアプリケーション（以下「アプリケーション」と言います）を作成、コンパイル、および使用できます。ただし、このアプリケーションの配布および第三者をして配布させることを許可するには、以下に示す条件に従う必要があります。(a) アプリケーションは、本製品と組み合わせて動作する製品であること。(b) アプリケーションまたは関連するソフトウェア製品を販売する場合は、ライセンスまたはサプライヤの名前、ロゴ、または商標、あるいはライセンスまたはサプライヤの製品（本製品を含む）の名前、ロゴ、または商標を使用しないこと。(c) アプリケーションまたは関連するソフトウェア製品には、サインオンメッセージの一部として、ライセンスの著作権表示を記載すること、(d) お客様は、独自のアプリケーションまたは関連するソフトウェア製品を作成、コンパイル、使用、または配布することによって生じたすべての請求や訴訟（弁護士費用を含む）において、ライセンスおよびサプライヤを免責することに同意すること。(e) 独自のアプリケーションまたは関連するプログラムは、単に本製品または本製品に含まれる任意のラ

イブラリまたはソースコードの全部または一部ではないこと。ライセンスと使用契約を先に別途締結せずに、クライアント ソフトウェアを除く本製品の一部を独自のアプリケーションと共に配布することはできません。

Call Home 機能

サードパーティ製アプリケーションの一部としてサードパーティから **InterBase** を入手された場合には、**Call Home** 機能が含まれている可能性があります。この機能では、ソフトウェアが一度だけ **Embarcadero** 製品登録システムに自動接続し、ライセンスが使用されていることと、そのオペレーティング システムを記録します。

25.9 INTERBASE LITE EDITION

ライセンスは、**RAD Studio** に含まれる **InterBase Lite Edition** ライセンス（以下「**Lite Edition**」）に基づいて、**Lite Edition** ソフトウェアを、任意の数のモバイルおよびデスクトップ デバイスに、**RAD Studio** で構築され、**Lite Edition** のインスタンスが実行されるのと同じデバイスで実行されている、アプリケーションの単一インスタンスからインストールできます。**Lite Edition** のインスタンスは、一度に 1 人の同時ユーザーが使用するために実行されています。**Lite Edition** をインストールまたは使用しているユーザーの数は、マルチプレクサまたは接続プールのフロントエンドへの、個別の入力の数として測定されます。ライセンスは、**Lite Edition** ソフトウェアに直接接続するユーザーの数を減らすために、マルチプレクサや接続プール ソフトウェアまたはハードウェアを使用することはできません。お客様のユーザーは、無制限アクセスのインターネットアプリケーションを介して、**Lite Edition** ソフトウェアに接続してはいけません。

25.10 INTERBASE TOGO EDITION

ToGo Edition 使用権ごとに、お客様は、1 つのデバイスに **ToGo Edition** ソフトウェアをインストールし、一度に 1 人の同時使用ユーザーが使用できるよう **InterBase ToGo Edition** のインスタンスが実行されているのと同じデバイス上で動いているアプリケーションの 1 つのインスタンスから、**InterBase ToGo Edition** の 1 つのインスタンスにアクセスすることができます。**InterBase ToGo Edition** は、1 つのデバイス上で、**InterBase ToGo Edition** の特定のバージョンに対して付属文書で特定された CPU コア数だけを使用できます。お客様は、複数の同時使用ユーザーが **ToGo Edition** を一度に使用することがないように、防止措置を講じなければなりません。お客様は、**ToGo Edition** ソフトウェアに直接接続するユーザー数を減らすために、多重化または接続のプールを行うソフトウェアまたはハードウェアを使用してはなりません。**ToGo Edition** をインストールまたは使用するユーザーの数は、多重化または接続のプールを行うフロントエンドで識別される入力数によって評価されなければなりません。お客様のユーザーが、アクセス制限のないインターネットアプリケーションを通じて **ToGo Edition** ソフトウェアに接続してはなりません。

25.11 INTERBASE TOGO TEST DEPLOYMENT LICENSE

お客様は、本製品またはプログラムまたはシステムの操作またはパフォーマンスの評価のためにのみ、InterBase ToGo テスト運用ソフトウェアを単独または別のプログラムと組み合わせて実行することを目的に、InterBase ToGo テスト配置ライセンスを使用することができます。本稼働を目的として使用してはなりません。本製品を InterBase ToGo テスト配置ライセンスの下で実行する場合は、付属文書または README ファイルに詳細が示されているように、本製品の実行期間に対する制限の対象になります。Embarcadero は独自の判断により、期間を延長することができます。

Embarcadero Technologies
10801 North Mopac Expressway
Building 1, Suite 100
Austin, TX, 78759